

四日市市告示第169号

四日市市指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年 3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理要綱の一部を改正する要綱
四日市市指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理要綱（令和6年四日市市告示第138号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市指定公金事務取扱者の<u>指定等</u>に係る事務処理要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の<u>指定等</u>に係る事務処理に関して、同法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(公金事務の状況の検査)</u></p> <p>第6条 <u>地方自治法第243条の2第8項の規定により定期及び臨時に行う公金事務の状況の検査は、指定公金事務取扱者に対して、公金事務に関する事</u></p>	<p>四日市市指定公金事務取扱者の<u>指定</u>に係る事務処理要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の<u>指定</u>に係る事務処理に関して、同法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

項が記載された帳簿その他の公金事務に関する書類（この条において「帳簿書類等」という。）を、書面又は電磁的記録により提出を求める方法によるものとする。

2 会計管理者（会計管理者が地方自治法第171条第4項の規定により公金事務の状況の検査を出納員に委託した場合にあっては、出納員。この条及び次条において同じ。）は、前項の規定により指定公金事務取扱者に対して帳簿書類等の提出を求めたにもかかわらず当該帳簿書類等が提出されないとき、その他会計管理者が特に必要と認めるときは、地方自治法第171条第1項及び四日市市会計規則第4条の2に規定する会計職員を指定公金事務取扱者の事務所に派遣して、その会計職員に、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 会計管理者は、地方自治法第243条の2第8項の規定による定期の検査を、次の各号に掲げるいずれかの日から起算して2年を経過する日が属する年度の末日までに、少なくとも1回行うものとする。この場合において、定期の検査を行う日は、当該指定公金事務取扱者が公金事務の委託を現に受けている日でなければならない。

(1) 指定公金事務取扱者が市長から委託を受けて公金事務を開始した日

(2) 指定公金事務取扱者が会計管理者
による公金事務の定期の検査を受け
た日

4 会計管理者は、指定公金事務取扱者
が委託を受けて遂行する公金事務に重
大な支障が生じるおそれがあると認め
られるとき、その他会計管理者が特に
必要と認めるときは、地方自治法第2
43条の2第8項の規定による臨時の
検査を行うものとする。

(公金事務の状況の検査に係る通知)

第7条 会計管理者は、前条の規定によ
り定期及び臨時の検査をしようとする
ときは、あらかじめ、当該指定公金事
務取扱者に対し、検査の内容を書面又
は電磁的記録をもって通知するものと
する。

2 会計管理者は、前条の規定により検
査をしたときは、当該指定公金事務取
扱者に対し、検査の結果を書面又は電
磁的記録をもって通知するものとす
る。

(会計管理者の合議)

第8条 地方自治法第171条第4項の
規定により委託を受けて出納員が公金
事務の状況の検査を行う場合におい
て、当該検査に係る起案文書は、会計
管理者に合議するものとする。

第9条 (略)

第6条 (略)

第10条 (略)

第7条 (略)

第1号様式から第4号様式までを次のとおり改める。

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者指定申出書

地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の1第3項において準用する同条第1項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎の状況
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な知識及び経験、社会的信用の状況
- 3 公金事務を行おうとする公金の種類

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者変更届出書

次のとおり変更するので、地方自治法第243条の2第3項の規定により届け
出ます。

記

1 変更する事項

名称

変更前	
変更後	

住所又は事務所の所在地

変更前	
変更後	

2 変更する日

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者一部委託承認申出書

地方自治法第243条の2第5項後段の規定による承認を受けたいので、四日市市会計規則第108条第3項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務の一部の委託をする者（以下「受託者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な受託者の財産的基礎の状況
- 3 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な受託者の知識及び経験、社会的信用の状況
- 4 公金事務の一部の委託をしようとする公金の種類

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者再委託承認申出書

地方自治法第243条の2第6項後段の規定による承認を受けたいので、四日市市会計規則第108条第4項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務の一部の再委託をする者（以下「再受託者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な再受託者の財産的基礎の状況
- 3 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な再受託者の知識及び経験、社会的信用の状況
- 4 公金事務の一部の再委託をしようとする公金の種類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務処理要綱第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日以後に地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による公金事務の委託を受けた指定公金事務取扱者について適用する。

(会計管理課)